

全項目評価書の一部につき非公表とする理由

1 非公表部分

○ 全項目評価書（賦課・徴収）

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

（租税に関する法律に基づく犯則事件の調査により取得した特定個人情報ファイル）

3. 特定個人情報の入手・使用

⑧使用方法

6. 特定個人情報の保管・消去

②保管期間

③消去方法

Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策

（租税に関する法律に基づく犯則事件の調査により取得した特定個人情報ファイル）

2. 特定個人情報の入手

リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク

「特定個人情報の正確性確保の措置の内容」

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク

リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク

2 非公表とする理由等

特定個人情報保護評価に関する規則第13条において、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査のために保有する特定個人情報ファイルを取り扱う事務に係るものであるときは、その全部又は一部を公表としないことができるとされています。

上記1については、犯則事件の調査に係る箇所であり、公表することにより、違法行為を助長する可能性が生じるおそれがあることから非公表としています。

なお、非公表箇所についても、部内規則に則って、リスク対策を適切に講じております。

(参考) 特定個人情報保護評価に関する規則

(評価書の公表)

第十三条 法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）第二十八条第四項の規定による評価書の公表については、第十条第一項及び第二項の規定を準用する。

(公示の特例)

第十条

行政機関の長等は、法第二十八条第一項に規定する公示を行うに当たり、当該公示に係る評価書が犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために保有する特定個人情報ファイルを取り扱う事務に係るものであるときは、その全部又は一部を公示しないことができる。

(以下略)